（乾燥粉状液状化等物質運搬船）

第二十七条の二　乾燥し、かつ、粉末である状態の液状化等物質（以下「乾燥粉状液状化等物質」という。）をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が乾燥粉状液状化等物質の乾燥した状態を維持するために必要な積付設備及び船倉を有していると認定したものに乾燥粉状液状化等物質のみをばら積みして運送する場合には、第十六条の二から第十七条まで、第二十三条及び第二十五条の規定を適用しない。

2　前項の船舶に乾燥粉状液状化等物質をばら積みする場合には、前項の積付設備を用いて積載しなければならない。

3　船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、乾燥粉状液状化等物質運搬船認定申請書（第十二号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一～三　（略）

4　地方運輸局長は、第一項の認定を行つたときは、乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書（第十三号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

5～7　（略）

8　船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書再交付申請書（第十四号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

9　第一項の認定を受けた船舶の船長は、乾燥粉状液状化等物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。

第三十一条　（略）

2　（略）

3　甲板積み木材（ラワン原木その他これに類似の大型丸太材に限る。）とばら積みの含水液状化等物質とを積載して普通の満載喫水線を超えることとなる場合には、含水液状化等物質（デイープ・タンクに積載するものを除く。）は、木材で甲板下面まで上押えしなければならない。

（手数料）

第三十三条　（略）

2～6　（略）

7　地方運輸局長の行う第十七条第一項の水分の測定又は地方運輸局長の行う第二十五条第一項の検査を受けようとする者（国等を除く。）は、液状化等物質の質量が三百トン以下の場合には二万五千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査の申請をする場合にあつては、二万五千三百円）、三百トンを超える場合には二万五千五百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査の申請をする場合にあつては、二万五千三百円）に三百トンを超える二十トン又はその端数を増すごとに千二百円を加算した額の手数料を納めなければならない。

8・9　（略）

（罰則）

第三十四条　船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化等物質をばら積みして運送したとき。

第三十五条　船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

（乾燥粉状液状化物質運搬船）

第二十七条の二　乾燥し、かつ、粉末である状態の液状化物質（以下「乾燥粉状液状化物質」という。）をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が乾燥粉状液状化物質の乾燥した状態を維持するために必要な積付設備及び船倉を有していると認定したものに乾燥粉状液状化物質のみをばら積みして運送する場合には、第十六条の二から第十七条まで、第二十三条及び第二十五条の規定を適用しない。

2　前項の船舶に乾燥粉状液状化物質をばら積みする場合には、前項の積付設備を用いて積載しなければならない。

3　船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、乾燥粉状液状化物質運搬船認定申請書（第十二号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一～三　（略）

4　地方運輸局長は、第一項の認定を行つたときは、乾燥粉状液状化物質運搬船認定書（第十三号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

5～7　（略）

8　船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、乾燥粉状液状化物質運搬船認定書再交付申請書（第十四号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

9　第一項の認定を受けた船舶の船長は、乾燥粉状液状化物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。

第三十一条　（略）

2　（略）

3　甲板積み木材（ラワン原木その他これに類似の大型丸太材に限る。）とばら積みの含水液状化物質とを積載して普通の満載喫水線を超えることとなる場合には、含水液状化物質（デイープ・タンクに積載するものを除く。）は、木材で甲板下面まで上押えしなければならない。

（手数料）

第三十三条　（略）

2～6　（略）

7　地方運輸局長の行う第十七条第一項の水分の測定又は地方運輸局長の行う第二十五条第一項の検査を受けようとする者（国等を除く。）は、液状化物質の質量が三百トン以下の場合には二万五千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査の申請をする場合にあつては、二万五千三百円）、三百トンを超える場合には二万五千五百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査の申請をする場合にあつては、二万五千三百円）に三百トンを超える二十トン又はその端数を増すごとに千二百円を加算した額の手数料を納めなければならない。

8・9　（略）

（罰則）

第三十四条　船長が次の各号の一に該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化物質をばら積みして運送したとき。

第三十五条　船長が次の各号の一に該当する場合には、二十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）